

質の高い公共サービスの提供を担う地方公共団体職員の人材確保に
向けた今後の地方財政充実を求める意見書

質の高い公共サービスの提供を担う地方公共団体職員の人材確保に向けた今後の地方財政充実を求める意見書

全国の地方公共団体において、人員の不足が顕在化している。

そしてこのことは、住民に対する公共サービスの持続的提供体制を構築できるかどうか、大きく関わる問題である。例えば、現在、自治体D Xや地域防災・減災をはじめ、地方公共団体が向き合うべき課題は多様化している上、職員が果たすべき職責の在り方も複雑化している。あるいは、急激な少子・高齢化や格差の拡大に対処すべく、子育て・介護等の分野を中心として、「伴走型支援」の推進に向けて公的な人材が必要となる場面は、増している。地方公共団体の対応力を維持し、さらに高めていくために、人員の確保は欠かせない要件と言える。

にもかかわらず、公務員志望者の減少は加速しており、もはや深く憂慮すべき段階に差しかかっている。加えて、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大は止まらないほか、根絶されないハラスメントとそれに伴うメンタルヘルス不調者の増加、ワークライフバランスの停滞等といったような、公務労働の職場環境における疲弊感も深刻化しつつある。

普通交付税交付団体か不交付団体かによらず、全国各地の地方公共団体は、こうした状況に直面している。もはや、住民に対する質の高い公共サービスの持続的提供を図るには、自治体の取組に依拠するばかりではなく、地方公共団体における職員人材の確保を国として支えていく地方財政の充実が、必須である。

よって、府中市議会は、国及び政府に対し、次の事項を実現することを要望する。

- 1 国として、普通交付税不交付団体を含めた地方公共団体における人材確保を支えるために、子育て対策や介護・生活困窮者自立支援といった社会保障の充実、自治体D Xの推進、防災・減災策の強化等の重要課題について、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストが反映された現行水準にとどまらない地方財源の確保・充実を、積極的に図ること。
- 2 とりわけ社会保障ニーズについては、自治体の一般行政経費に与える財政的影響を鑑み、その担い手確保に向けた地方公共団体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

3 会計年度任用職員のさらなる処遇改善に向け、財政面を含めた支援について、
国として十分に措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

様

東京都府中市議会議長

佐 藤 新 悟